

第59回「とやま県民家庭の日」に関する作品コンクール実施要領

1 趣 旨

明るく楽しい家庭の様子を表現した作品を通して、「とやま県民家庭の日」(毎月第3日曜日)や「とやま家族ふれあいウィーク」(「とやま県民家庭の日」から始まる一週間)の意義を理解するとともに、家族みんなで話しあい、楽しみあい、力を出しあい、地域活動に参加することを目標とした「とやま県民家庭の日」のより一層の普及啓発と、明るく楽しい家庭づくりの推進を図る。

2 主 催

富山県、富山県教育委員会、青少年育成富山県民会議

3 募集作品

区分	内 容	規 格	応募資格
作文	<ul style="list-style-type: none">○明るく楽しい家庭の様子を伝える体験○喜びや誇りを感じる家庭づくりやよりよい家庭生活に向けての提案○「とやま家族ふれあいウィーク」等の取組の紹介○地域や社会に役立つ家庭のあり方 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・400字詰めA4原稿用紙、縦書きとする。(低学年はB4可)・小学校低学年 1~2枚程度　　〃 中学年 2~3枚程度　　〃 高学年 3~4枚程度・題名の次の行に市町村名、学校名、学年、氏名を明記する。・原本に限る。	・小学校 (全学年)
图画	<ul style="list-style-type: none">○明るく楽しい家庭の様子や、家族のふれあいを表したもの <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・クレヨン画、水彩画、版画など・四つ切画用紙・<u>文字は入れない。</u>・裏面に市町村名、学校名、学年、氏名を記入した用紙(様式7)を貼付する。	・小学校 (全学年)
ポスター	<ul style="list-style-type: none">○明るく楽しい家庭の様子や、家族のふれあいを表したもの○「とやま県民家庭の日」や「とやま家族ふれあいウィーク」を周知、啓発するポスター <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・クレヨン画、水彩画、版画など・四つ切画用紙・「とやま県民家庭の日」、「とやま家族ふれあいウィーク」、「家庭の日」のいずれかの<u>文字を入れる。</u>※<u>例年文字の間違いがあるので気を付けてください。</u>・裏面に市町村名、学校名、学年、氏名を記入した用紙(様式7)を貼付する。	・中学校 (全学年)

4 締切日及び送付先

- (1) 小・中学校は、9月6日(金)までに市町村教育委員会へ応募作品を提出する。
(各部門各学年3点以内) (様式1・様式2を添付)
- (2) 特別支援学校、富山大学教育学部附属小・中・特別支援学校、片山学園初等科・中学校は、9月6日(金)までに富山県厚生部こども家庭室こども未来課へ応募作品を提出する。(各部門各学年3点以内) (様式5・様式6を添付)
- (3) 各市町村教育委員会は、各学校からの応募作品をとりまとめて9月13日(金)までに富山県厚生部こども家庭室こども未来課へ提出する。
(各部門各学年10点以内) (様式2・様式3・様式4を添付)

※ 各様式、募集チラシは、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/120102/kurashi/kyouiku/jidou/kateinohi/kj00012026.html>
(富山県公式ウェブサイト>くらし・健康・教育>教育・子育て>児童・青少年>とやま県民家庭の日)

5 審査及び表彰

審査委員会において、次の区分により入賞者を選考する。入賞者には賞状と賞品(佳作は賞状のみ)を授与する。

区分	富山県知事賞	富山県教育委員会 教育長賞	青少年育成富山県民会議 会長賞	佳作
作文	3点	6点	9点	若干名
図画	2点	4点	6点	
ポスター	1点	2点	3点	

※作文は、小1・2年生の部、小3・4年生の部、小5・6年生の部

※図画は、小1・2・3年生の部、小4・5・6年生の部

※ポスターは、中1・2・3年生の部

6 発表

- (1) 入賞者については、10月中旬頃に市町村教育委員会を通じて各校長に通知する。
- (2) 入賞者の氏名、学校名、作品については、11月21日に開催予定の「とやま子ども・若者フォーラム」において紹介する。入賞者のうち、富山県知事賞(6名)については、「とやま子ども・若者フォーラム」で表彰する。
- (3) 作文の部県知事賞受賞者は、「とやま子ども・若者フォーラム」で朗読する。

7 応募上の注意

- (1) 応募作品は、未発表のものに限る。
- (2) 入賞作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、主催者に帰属する。
- (3) 応募作品は、原則として返却しない。
- (4) 入賞者の氏名、学校名、作品は、「とやま県民家庭の日」に関する作品コンクール入賞作品集等に掲載するとともに、富山県公式ウェブサイト、広報資料等、「とやま県民家庭の日」の普及啓発に活用する。(使用の目的は、青少年育成富山県民会議が実施する公共性の高い「学校教育活動」「社会教育活動」等において、当該事業の広報・普及を図る場合に限る)